

【4月22日付け：新型コロナウイルス関連情報：査証免除プログラム（VWP）を利用して米国に短期滞在する外国人渡航者向け、滞在許可期間の延長について】

- 4月17日、米税関・国境警備局（CBP）は、査証免除プログラム（VWP）を利用して米国に短期滞在する外国人渡航者（ESTA 取得者）に向け、滞在許可期間の延長（Satisfactory Departure）に関する案内を発表しました。
- 具体的な内容は下記を参照ください。手続きに際し御不明な点がある場合は、米国当局にお問い合わせ願います。

【本文】

（1）CBP が、VWP 渡航者からの申請に基づき、新型コロナウイルスに関連した渡航制限、フライトの欠航、発病により米国から出国できない事情があるとして「Satisfactory Departure」を認めた場合、滞在許可期間の満了日からさらに最大で30日間の滞在延長が可能。

（2）「Satisfactory Departure」を希望する VWP 渡航者は、パスポート番号を用意して以下の何れかに連絡すること。

- ・米税関・国境警備局（CBP）：入国空港または Deferred Inspection Site のオフィス
（入国空港） <https://www.cbp.gov/contact/ports>
（Deferred Inspection Site） <https://www.cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-sites>

- ・米市民権・移民局（USCIS）：コンタクトセンター
（コンタクトセンター） <https://www.uscis.gov/contactcenter>

（3）注意

- ・原則、「Satisfactory Departure」の申請は滞在許可期間が満了する前に行なうこと。